令和４年９月６日

単品スライド条項の運用について(概要)

建設工事において、特定の資材価格の急激な変動により、請負代金額が不適当となった場合における請負代金額の変更については、神栖市における建設工事請負契約書第２６条第５項（単品スライド条項）に規定されているところですが、このたび国土交通省において、この規定の運用の一部が変更されました。

よって、神栖市の発注工事においても、国土交通省の運用に準じ下記のとおりとしたのでお知らせいたします。関係者各位におかれましては、遺漏のないよう、よろしくお願いいたします。

記

**１　対象となる工事**

（１）現在契約中または今後新規発注する工事で**残工期が２か月以上ある全ての工事。**

（２）実際の購入時・搬入時の主要な工事材料の実勢価格または実際の購入価格を用いて当該工事の請負代金額を再計算した場合に、当初金額よりも**１％以上**変動する工事。

※ただし、工事請負契約書第３９条の規定に基づく部分引き渡しを終えた工事部分は対象外とする。

※実勢価格とは、物価資料など予定価格を算出する際に用いた設計単価のこと。

**２　対象となる「主要な工事材料」**

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 各材料 |
| 鋼材類 | H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料 |
| 燃料油 | ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油  ※潤滑油など、燃料油でないものは対象材料としない。 |
| その他主要な工事材料 | アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料 |

**※対象となる主要な工事材料について、「品目毎の合計額」が請負代金額の１％を超えるものが対象となる。**

（例）①鋼材類の増額分１．１％　→　１％を超えているため対象

②燃料油の増額分０．８％　→　１％以下であるため対象外

③その他主要な工事材料の増額分０．７％　→　１％以下であるため対象外

**３　適用手続**

（１）請求時期、契約変更の時期。

○工期末の**２か月前まで**に請求

○工期末に契約変更

※ただし、工期が複数年あり、年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に変更契約を行う。この場合は、各年度末や工期末の２か月前までに請求すること。

（２）証明書類の提出（必須）。

受注者は、受注者が実際に購入した対象材料の**価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入時期**を**証明する書類を提出**する必要がある。

※燃料油について、証明書類の提出が難しい事情がある場合に、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ないと認める範囲で、その用途に用いた数量への適用を認めることができる。

**４　スライド額の計算で用いる実勢価格**

①鋼材類・・・現場に**搬入された月**の物価資料の価格

②燃料油・・・**購入した月の翌月**の物価資料の価格

③その他主要な工事材料・・・現場に**搬入された月**の物価資料の価格

※複数回に分けて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均とする。

※月ごとの購入数量が不明の場合は、工事期間の平均（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月の平均）とする。

**５　スライド額の計算で用いる対象数量**

（１）原則、設計図書に記載された数量とする。

（２）一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量を対象数量とする。

※上記数量は、**最終的な変更契約後の数量**とする。

（３）各種資材の搬入のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、対象数量とすることができる。

**６　スライド額の計算（増額変更の場合）**

【鋼材類】｛搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格｝

＋）【燃料油】｛購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格｝

＋）【その他】｛購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格｝

－）請負代金額の１％相当額

スライド額

**（増額変更の場合の計算例）**※表示価格は税込み

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **計算例** | | 請負代金額：\220,000,000 | | 1％相当額：\2,200,000 | |
| 各品目 | 各材料 | 設計時の実勢価格 | 購入時の実勢価格 | 変動額 | 判定 |
| 燃料油 | 軽油 | 1,000,000 | 1,200,000 | 200,000 | **×** |
| ガソリン | 500,000 | 600,000 | 100,000 |
| 合計 | 1,500,000 | 1,800,000 | 300,000 |
| 鋼材類 | 異形棒鋼 | 5,000,000 | 7,500,000 | 2,500,000 | **○** |
| H形鋼 | 1,000,000 | 1,400,000 | 400,000 |
| 合計 | 6,000,000 | 8,900,000 | 2,900,000 |
| スライド額　=　2,900,000　－　2,200,000　=　\700,000 | | | | | |

※受注者が実際に購入した際の金額が実勢価格で計算した額よりも低い場合は、実際の購入価格を用いて計算する。

**※「実際の購入価格」が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が実勢価格より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することができる。**

※実勢価格で計算する際は、落札率（請負比率）を乗じて計算する。

**７　その他**

（１）スライド額の算定は、主要な工事材料に係る変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

（２）その他詳細については、国土交通省発出の「工事請負契約書第２６条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」に準じるものとする。